

長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年2月 2日 規則第3号

平成28年3月29日 規則第4号

最終改正 令和 5年3月23日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報公開請求書)

第2条 条例第6条第1項第3号の広域連合長が別に定める事項は、求める公開の実施の方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する書面は、情報公開請求書（様式第1号）とする。

(公開決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項の広域連合長が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開の日時及び場所
- (2) 公開の実施の方法
- (3) 行政文書の一部を公開する場合にあっては、当該行政文書の公開しない部分の概要

2 条例第11条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 条例第11条第1項の規定により行政文書の全部を公開す

る旨の決定をしたとき 公開決定通知書（様式第2号）

(2) 条例第11条第1項の規定により行政文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 部分公開決定通知書（様式第3号）

(3) 条例第11条第2項の規定により行政文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 非公開決定通知書（様式第4号）
又は公開請求拒否決定通知書（様式第5号）

（公開決定等期間延長通知書）

第4条 条例第12条第2項に規定する書面は、公開決定等期間延長通知書（様式第6号）とする。

（公開決定等期間特例延長通知書）

第5条 条例第13条に規定する書面は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第7号）とする。

（第三者保護の手続）

第6条 条例第14条第1項及び第2項の広域連合長が別に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開請求のあった年月日

(2) 公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出期限及び提出先

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第14条第3項に規定する書面は、公開決定に係る通知書（様式第9号）とする。

（電磁的記録の公開方法）

第7条 条例第15条の広域連合長が別に定める方法は、次の各

号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- (1) 音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものを視聴又は複製したものの交付
- (2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複製したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、実施機関は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複製したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（写しの交付に要する費用）

第8条 条例第17条の広域連合長が定める費用及びその額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、行政文書の写しの交付の際に納入しなければ

ならない。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(諮問をした旨の通知)

第 9 条 条例第 19 条の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第 10 号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第 10 条 条例第 23 条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項について、前年度の運用状況を長崎県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 公開請求の件数及び処理状況
- (2) 審査請求の件数及び処理状況

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日規則第 4 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 23 日規則第 4 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。